

# 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令の概要

## 一 改正の概要

### 第一 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の確保

ポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「PCB廃棄物」という。）の適正な処理を確保するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）について、PCB廃棄物の収集運搬に係る規制の強化等を内容とする改正を行った（平成16年1月21日公布）ところ、当該改正を施行する等のため、PCB廃棄物の収集運搬に係る処理基準及び許可基準の強化等を行うものである。

（改正の内容）

- 1 PCB廃棄物を収納する運搬容器の構造に係る基準の創設  
PCB廃棄物を収納する運搬容器は、密閉できることその他のポリ塩化ビフェニルの漏洩を防止するために必要な措置が講じられていること等の構造を有するものであることとする。
- 2 PCB廃棄物の収集・運搬を業として行う場合の特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可基準の強化  
PCB廃棄物の収集・運搬を業として行う場合の特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可基準として、
  - イ 応急措置設備等及び連絡設備等が備え付けられた運搬施設を有すること
  - ロ 収集運搬業務に直接従事する者がPCB廃棄物の適正な収集運搬に関して十分な知識及び技能を有する者であることを追加する。
- 3 PCB汚染物の処理方法の追加  
ポリ塩化ビフェニル汚染物の新たな処理方法として、機械化学分解方式及び溶融分解方式が確立されたことから、これらの処理方法に係る産業廃棄物処理施設の設置に係る技術上の基準及び維持管理の技術上の基準を追加する。
- 4 PCB廃棄物処理基本計画の見直し規定の創設  
PCB廃棄物処理基本計画の制定手続として、少なくとも5年ごとに検討を加え、必要があると認めるときには、見直しを行うこととする。
- 5 PCB廃棄物の譲渡禁止の例外規定の追加  
PCB廃棄物の譲渡禁止の例外として、PCB廃棄物を保管する事業者が确实かつ適正にPCB廃棄物を保管することができなくなったと都道府県知事が認めた場合であって、PCB廃棄物を确实かつ適正に処理する十分な意思と能力を有する者として都道府県知事が認めるものに譲り渡す場合を追加する。
- 6 その他  
上記の改正に伴い、所要の規定の整備を行う。

## 第二 規制改革・民間開放推進3カ年計画への対応

「規制改革・民間開放推進3カ年計画」(平成16年3月19日閣議決定)を踏まえ、産業廃棄物処理業の許可及び産業廃棄物処理施設の設置許可に係る申請書類の簡素化等を行うものである。

(改正の内容)

### 1 先行許可制度の拡充

先行許可制度は、産業廃棄物処理業又は産業廃棄物処理施設の設置に係る許可を受けている者が、新たに別の許可を申請する際に、廃棄物処理法施行規則に定める全ての添付書類を提出して受けた別の許可証の提出をもって、欠格要件に係る審査のために必要な「住民票の写し」等の添付書類の省略を認める制度である。この制度の対象として、他の都道府県や他の業区分における更新許可の申請の際にも適用を可能とする。

### 2 申請書類の簡素化

各事業年度における有価証券報告書(企業の経理状況等を示す報告書であり、証券取引法に基づき株式上場会社等に作成が義務づけられている。)の提出をもって、経理的基礎に関する書類等の提出に変えることを可能とする。

## 第三 BSE(牛海綿状脳症)に係る産業廃棄物処理業の業の許可の特例の創設

廃棄物処理法施行規則第9条(産業廃棄物収集運搬業の許可を要しない者)に牛の脊柱の収集・運搬を業として行う者を追加する。

### 二 施行期日

平成16年4月1日